

沼田市児童相談システム導入業務に係る公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式による沼田市児童相談システム導入業務の優先交渉権者を選定するための審査委員会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 審査項目

審査の項目は、ソフトウェア、運用管理・保守体制、経済性及びプレゼンテーションとする。

3 審査委員会の構成

審査委員会は、次に掲げる者又はその代理をもって構成する。

- (委員長) 健康福祉部長
- (委員) 健康福祉部社会福祉課長
- (委員) 健康福祉部健康課長
- (委員) 教育部学校教育課長
- (委員) 総務部企画政策課DX推進室長

4 審査方法

審査は、プロポーザル参加者から提出された提案書類の内容について、第2条に規定する各審査項目に基づき評価するものとする（合計100点満点）。

ただし、提案事業者が4者以上であった場合、審査会において提出書類の内容を審査しプレゼンテーションに参加するものを3者程度に選定する。

5 選定基準

優先交渉権者の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価の結果、合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (2) プロポーザル参加者が1者の場合、合計点が60点を超過している場合は、優先交渉権者とする。
- (3) 最も得点が高い者が複数あった場合は、経済性の評価項目が最も高い者を第1位とし、更に同点の場合はくじにより優先交渉権者を選定する。

6 その他

この要領に定めるもののほか、審査について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、その目的を達成したときに、その効力を失う。